防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年六月二十一日とする。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**政令第二百十七号**

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項を削る。

第二十五条の二の見出し中「特例」の下に「に係る傷病」を加え、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

**附　則**

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月二十一日）から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

社会保障制度改革推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**政令第二百十八号**

社会保障制度改革推進本部令

内閣は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

**第一条**　社会保障制度改革推進本部は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2　専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査会の委員は、非常勤とする。

4　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（社会保障制度改革推進本部の運営）

**第二条**　この政令に定めるもののほか、社会保障制度改革推進本部の運営に関し必要な事項は、社会保障制度改革推進本部長が社会保障制度改革推進本部に諮って定める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

# 条約

南インド洋漁業協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**条約第九号**

南インド洋漁業協定

締約国は、

南インド洋における漁業資源の適切な管理、長期的な保存及び持続可能な利用に関する共通の関心を有し、また、国際協力を通じてその目的の達成を促進することを希望し、

沿岸国が、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び国際法の一般原則に従い、自国の管轄の下に水域を有し、かつ、当該水域内において漁業資源の保存のための主権的権利を行使することを考慮し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定及び千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の関連規定を想起し、並びに国際連合食糧農業機関がその第二十八回会期において千九百九十五年十月三十一日に採択した責任ある漁業に関する行動規範を考慮し、

千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の規定を想起し、また、この南インド洋漁業協定の非締約国が、この協定に基づいて採択される保存管理措置を適用すること及び当該非締約国の旗を掲げる船舶がこの協定が適用される漁業資源の保存及び持続可能な利用に適合しない漁獲活動に従事することを許可しないことの必要性を想起し、

漁業資源から得られる衡平な利益のため、経済的及び地理的な配慮並びに開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）及びその沿岸地域の特別な要請を認識し、

一貫性のある保存管理措置を確保するため、沿岸国と南インド洋の漁業資源に利害関係を有する他の全ての国、組織及び漁業主体との間で協力することを希望し、

前記の事項を達成することが、全人類の利益、特に開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の特別な利益及び必要性のため、公正かつ衡平な経済秩序の実現に貢献することに留意し、

南インド洋における国の管轄の下にある水域を越える水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のための多数国間協定を締結することがこれらの目的に最も寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

**第一条**　定義

この協定の適用上、

(a)　「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b)　「千九百九十五年協定」とは、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c)　「区域」とは、第三条に定めるところによりこの協定が適用される区域をいう。

(d)　「行動規範」とは、国際連合食糧農業機関によりその第二十八回会期において千九百九十五年十月三十一日に採択された責任ある漁業に関する行動規範をいう。

(e)　「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(f)　「漁業資源」とは、区域内の魚類、軟体動物、甲殻類その他定着性の種族をいい、次に掲げるものを除く。

(i)　千九百八十二年条約第七十七条4に規定する定着性の種族であって、沿岸国の漁業管轄権の対象となるもの

(ii)　千九百八十二年条約附属書Ⅰに掲げる高度回遊性の種